

昭和二十五年十二月八日受領
答 弁 第 九 九 号

(質問の 九九)

内閣衆質第九九号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出見返資金の貸與條件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出見返資金の貸與條件に関する質問に対する答弁書

見返資金の貸付条件の主なものは次の通りである。

一 私企業に対する貸付条件

1 利 率 年七分五厘

2 償還期限及び担保 実情に応じ個々に決定する。

二 公企業に対する貸付条件

1 利 率 年五分五厘

2 償還期限及び担保 実情に応じ個々に決定する。

右答弁する。